

呉観光ガイドブック広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、呉観光ガイドブック（以下「ガイドブック」という。）

に掲載する広告の取扱いについて、要領に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

- (1) 選挙，政党・政治団体等，政治活動に関連する広告
- (2) 個人，団体等の意見広告及び名刺広告
- (3) 広告主の代表者等の写真を含む広告
- (4) 社会問題についての主義主張や係争中の事件に係る声明広告
- (5) 国内世論が大きく分かれているもの
- (6) 他をひぼう，中傷又は排斥するもの
- (7) 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
- (8) 非科学的又は迷信に類するもので，広告を見る者を迷わせり，不安を与えるおそれのあるもの
- (9) 名誉き損，信用き損，プライバシーの侵害，業務妨害のおそれのあるものや，差別を助長するもの
- (10) 広告媒体の使用目的等を著しく損なうおそれがあると認められるもの
- (11) 青少年保護又は取引の安全の観点から適切でないもの
- (12) 法令等に違反するもの及び違反するおそれがあるもの
- (13) 社会的な観点から適切でないもの
- (14) 消費者保護の観点から適切でないもの
- (15) その他，広告掲載をする広告として不相当であると理事長が認めるもの

の

(広告を掲載できる事業者等)

第3条 広告を掲載することができる事業者等は、次に掲げるもの(以下「観光関連事業者等」という。)とする。

- (1) 宿泊施設, 交通機関, 旅行代理店その他これらに類するもの
- (2) 飲食, 物販その他これらに類するもの
- (3) その他, 理事長が適当と認めるもの

(広告の規格等)

第4条 広告規格, 作成部数, 広告掲載料及び掲載期間等は, 別表のとおりとする。

(広告の募集)

第5条 広告の募集は, 呉市公式観光サイトを利用して行う。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は, 呉観光ガイドブック広告掲載申込書(様式第1号)を別に定める期限までに理事長に提出するものとする。

- 2 理事長は, 必要と認めるときは, 申込者に対し必要な資料の提出を求められることができる。

(広告掲載の決定等)

第7条 理事長は, 前条の規定による申込みがあったときは, 当該申込みに係る広告の内容について掲載の可否を審査し, 決定する。

- 2 広告の掲載を決定した件数が, 募集枠数を超える場合は, 次に掲げる順位で掲載する広告を決定する。

(1) 第1順位 市内に事業所等を有する観光関連事業者等

(2) 第2順位 前号に掲げるもの以外の観光関連事業者等

3 前項の規定によっても掲載する広告を決定できないときは、申込順とする。

4 理事長は、前3項の規定により、広告の掲載又は不掲載を決定したときは、呉観光ガイドブック広告掲載・不掲載決定通知書（様式第2号）により速やかに通知しなければならない。

5 広告掲載の可否等に関して疑義が生じた場合は、事務局において審査するものとする。

（広告掲載料の納付）

第8条 前条第4項の規定により広告の掲載を決定した旨の通知を受けた者

（以下「広告主」という。）は、理事長が指定する方法等により、指定する期日までに広告掲載料を前納しなければならない。

（広告原稿の作成及び提出）

第9条 広告主は、広告原稿を自己の負担により作成し、理事長が指定する期日までに理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により広告原稿の提出があったときは、その内容について、呉観光ガイドブック広告掲載申込書記載の内容と相違していないこと、法令及びこの要領に違反していないこと、その他提出された広告原稿が適当であることを確認するものとする。

3 理事長は、前項の場合において、提出のあった広告原稿が適当でないと認めるときは、広告主に対し広告原稿の変更を求めるものとする。

（広告掲載の取消し等）

第10条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告主への催告その他何らの手続きを要することなく、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 指定された期日までに広告主が広告掲載料を納付しなかったとき。

(2) 指定された期日までに広告主が広告原稿を提出しなかったとき。

2 理事長は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合において、当該広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。この場合において、既納の広告掲載料は、返還しない。

(広告主の責務)

第11条 広告主は、掲載した広告の内容について、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担においてこれを解決しなければならない。

3 広告主の責に帰すべき事由により広告掲載が適当でなくなった場合、広告主は当該広告主の広告を掲載しているガイドブックの発注価額を限度に賠償の責を負うものとする。

(広告掲載料の返還)

第12条 納付された広告掲載料は返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告を掲載することができなかったときは、その全部又は一部を返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。付則

この要領は、令和8年2月20日から実施する。

別表（第4条関係）

種 類	作成部数	規 格	刷 色
観光ガイドブック (A4版)	40,000部	タテ5.5cm ×ヨコ6cm	4色×4色
		広告掲載料	掲載期間
		30,000円	配りきるまでの間 (概ね3～6ヶ月 程度)

